

「労働安全衛生法の規定に基づいて知事部局の事業場から令和 4 年に提出があり、令和 3 年に健診が行われた特殊健康診断結果報告(労働安全衛生規則第 52 条の定期健康診断結果報告以外の健康診断結果報告の全部)」及び「労働安全衛生法の規定に基づいて知事部局の事業場から令和 3 年に提出があり、令和 3 年に健康診断が行われた特殊健康診断結果報告(労働安全衛生規則第 52 条の定期健康診断結果報告以外の健康診断結果報告の全部)であって、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 人委第 343 号公文書公開決定通知書(全部公開)において公開対象とならなかった資料全部」非公開決定

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の結論

愛媛県人事委員会(以下「実施機関」という。)が令和 4 年 2 月 25 日付け及び同年 5 月 23 日付けで行った 2 件の公文書非公開決定は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 4 年 2 月 13 日及び同年 5 月 7 日、愛媛県情報公開条例(平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、以下のとおり合わせて 4 件の公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(1) 令和 4 年 2 月 13 日付け公開請求(3 件)

- ① 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)の規定に基づいて知事部局及び教育委員会の事業場から令和 4 年に提出があった、「健診年月日」欄に令和 3 年の日付が記載された特殊健康診断結果報告の類(労働安全衛生規則第 52 条の定期健康診断結果報告以外の健康診断結果報告の全部)(以下「本件公開請求 1」という。)
- ② 安衛法の規定に基づいて知事部局及び教育委員会の事業場から令和 3 年に提出があった、「健診年月日」欄に令和 3 年の日付が記載された特殊健康診断結果報告の類(労働安全衛生規則第 52 条の定期健康診断結果報告以外の健康診断結果報告の全部)(以下「本件公開請求 2」という。)
- ③ 安衛法の規定に基づいて知事部局及び教育委員会の事業場から令和 3 年に提出があった、「健診年月日」欄に令和 2 年の日付が記載された特殊健康診断結果報告の類(労働安全衛生規則第 52 条の定期健康診断結果報告以外の健康診断結果報告の全部)(以下「本件公開請求 3」という。)

(2) 令和 4 年 5 月 7 日付け公開請求(1 件)

安衛法の規定に基づいて、知事部局の事業場から令和 3 年に提出があり、令和 3 年に健康診断が行われた特殊健康診断結果報告(労働安全衛生規則第 52 条の定期健康診断結果報告以外の健康診断結果報告の全部)であって、令和 4 年 2 月 25

日付け 3 人委第 343 号公文書公開決定通知書（全部公開）において公開対象とならなかった資料全部（以下「本件公開請求 4」という。）

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 2 月 25 日付け及び同年 5 月 23 日付けで、以下のとおりに合わせて 6 件の非公開決定及び公開決定を行った。

(1) 令和 4 年 2 月 25 日付け決定（5 件）

- ① 本件公開請求 1 に対し、請求日時点では知事部局及び教育委員会の当該請求に係る文書を取得していないため文書不存在であるとして、非公開決定（以下「本件処分 1」という。）を行った。
- ② 本件公開請求 2 に対し、知事部局に係る保有文書の公開決定（全部公開）（以下「本件処分 2」という。）を行った。
- ③ 本件公開請求 2 に対し、教育委員会の当該請求に係る文書を取得していないため文書不存在であるとして、非公開決定を行った。
- ④ 本件公開請求 3 に対し、知事部局に係る保有文書の公開決定（全部公開）を行った。
- ⑤ 本件公開請求 3 に対し、教育委員会の当該請求に係る文書を取得していないため文書不存在であるとして、非公開決定を行った。

(2) 令和 4 年 5 月 23 日付け決定（1 件）

本件公開請求 4 に対し、本件処分 2 において公開対象とならなかった公文書は保有していないため文書不存在であるとして、非公開決定（以下「本件処分 3」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 3 月 27 日、本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、また、同年 6 月 5 日、本件処分 3 を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行服法」という。）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し 2 件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、本件処分 1 のうち、教育委員会に係る文書については審査請求の対象から除外されている。

4 審理手続の併合

実施機関は、令和 4 年 6 月 29 日、本件審査請求に係る審理手続を行服法第 39 条の規定に基づき併合した。

5 当審査会への諮問

実施機関は、令和 4 年 10 月 11 日、本件審査請求について条例第 19 条の規定に基づき当審査会に諮問した。

また、実施機関は、同年 10 月 27 日、上記諮問のうち、本件処分 2 に対する審査請求に係る部分について、公文書公開決定（全部公開）に対する審査請求は、条例第 19 条第 1 項に該当し、諮問を要しないためとして、諮問を取り下げた。

よって、本件処分2に対する審査請求に係る部分については、当審査会の審議の対象としない。(以下、本件処分1及び本件処分3を「本件処分」という。)

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び再弁明書で主張する本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が取消しを求める本件処分に係る本件公文書は、以下のとおりである。

- (1) 安衛法の規定に基づいて知事部局の事業場から令和4年に提出があり、令和3年に健診が行われた特殊健康診断結果報告(労働安全衛生規則第52条の定期健康診断結果報告以外の健康診断報告の全部) (以下「本件公文書1」という。)
- (2) 安衛法の規定に基づいて知事部局の事業場から令和3年に提出があり、令和3年に健診が行われた特殊健康診断結果報告(労働安全衛生規則第52条の定期健康診断結果報告以外の健康診断報告の全部) であって、本件処分2において公開対象とならなかったもの (以下「本件公文書2」という。)

2 本件処分の理由

実施機関では、本件公開請求1及び本件公開請求4に係る対象文書が存在しなかったことから、本件公文書1及び本件公文書2の不存在を理由として、条例第11条第2項の規定に基づき、それぞれ非公開とした。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

令和4年2月25日付け3人委第343号公文書非公開決定通知書等を受領し、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)及び電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。)の規定に基づき、愛媛県の知事部局の事業場で実施された健康診断(以下「特殊健康診断」という。)を実施して愛媛県人事委員会へ提出された当該健康診断結果報告書の公開を受けた。本審査請求に係る公開文書の対象となっている行政機関(以下「本件対象行政機関」という。)では、令和2年8月から9月までの間に一度及び令和3年1月から2月までの間に一度と、定期的に特殊健康診断が実施されている事情が認められる。つまり、本件対象行政機関では、特定化学物質を取り扱う作業、有機溶剤を取り扱う作業又は放射線作業に常時従事する

職員をそれぞれに使用しているものと予想している。そして、特化則、有機則及び電離則の特殊健康診断の頻度として一般的な「六月以内ごとに一回、定期的に、」とする頻度で令和3年度以降も実施されているはずである。つまり、本件対象行政機関において、令和2年度の2回の特殊健康診断実施のスケジュールから、約6月後として、令和3年度は令和3年7月から8月までの間に一回目、及び、令和4年1月から2月までに二回目の特殊健康診断が実施されたと予想することが合理的である。

特化則第41条、有機則第30条の3又は電離則第58条の規定を根拠とし、事業者には特定化学物質健康診断結果報告書、有機溶剤等健康診断結果報告書及び電離放射線健康診断結果報告書を遅滞なく労働基準監督機関へ提出することが課せられている。

しかしながら、本件対象行政機関から提出された公開文書の特殊健康診断結果報告書を見ると、いずれの本件対象行政機関においても、特殊健康診断を実施した日から相当の期間が経過して愛媛県人事委員会へ年度でまとめて、令和3年3月30日に提出している事情が読み取れる。

そもそも、特殊健康診断結果報告は特化則第41条、有機則第30条の3又は電離則第58条を根拠に労働基準監督機関へ提出することが事業者には課されている。この点に関し、特化則第41条の解釈例規として、「健康診断結果報告書」は、定期的に行った健康診断の結果について、所轄労働基準監督署長に遅滞なく（健康診断完了後おおむね一か月以内に）提出するものとする、との通達が示されている。また、有機則第30条の3の解釈例規として、「遅滞なく」とは、健康診断完了後（第二次健康診断を行った場合は、その完了後）おおむね一月以内をいう、との通達も示されている。この解釈例規にあてはめると、特殊健康診断の結果報告書を年度でまとめて労働基準監督機関へ提出するような運用は合理的でない。

なお、電離則の規定に基づく特殊健康診断結果報告書の提出義務を課している電離則第58条の「遅滞なく」では、特化則や有機則のような「おおむね一月以内」とする解釈例規は認識していない。しかし、電離則第8章の電離則第57条の3の条文に関連して、「遅滞なく」とは、事業者が、健康診断を実施した医師、健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかにという趣旨である、との解釈例規が厚生労働省労働基準局から示されている。つまり、電離則第58条の「遅滞なく」とは、「おおむね一月以内」とするか、少なくとも、「健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかに」と解釈することが合理的である。いずれにしても、令和3年7月から9月の間に電離則の規定に基づく特殊健康診断を実施して以降、令和4年2月14日の公開請求年月日までには、「健康診断機関等から結果を受け取った後、速やかに」を大幅に超過している状態であり、愛媛県人事委員会へ提出されていないということは到底信じがたい状態である。

これらの基準にあてはめると、本件対象行政機関で健康診断実施日からおおむね1月以内に提出しなかった機関へこれまで以上に早い時期に人事委員会へ結果報告を行うべきであるとの指導が既になされたはずである。その指導を受けてもなお、健康診断実施日からおおむね1月以内に、知事部局の各担当者が愛媛県人事委員会へ特殊健康診断結果報告書を提出していないとすることは不合理である。そして、仮にこうした指導が行われていない場合には任命権者の安衛法の事務処理が不適当な状態であると認識しながら、人事委員会に与えられた監督権限又は指導の権限を充分にかつ時機を逸することなく行使していない状態であるから不合理である。

以上から、令和3年度の第一回目に実施した特殊健康診断の結果として愛媛県人事委員会へ提出された特殊健康診断結果報告は、本件公開請求2又は本件公開請求1の対象文書に含まれているはずであるとの予想が合理的である。仮に令和3年12月31日までに提出されていない場合には、公開請求年月日の令和4年2月14日までの「令和4年」に提出されていないということも不合理である。すなわち、行政処分では、対象文書の特定が不十分である。

よって、①対象文書は特殊健康診断完了後おおむね1月以下にすなわち「遅滞なく」愛媛県人事委員会へ報告されるべき資料であること、②令和2年度の特殊健康診断結果報告を「遅滞なく」提出していなかったことに関し、本件対象行政機関に「おおむね一月以内に」提出すべきであることを愛媛県人事委員会が指導したはずであること及び③②の指導を受けながら、本件対象行政機関が令和3年度第一回目の特殊健康診断の実施から「遅滞なく」特殊健康診断結果報告書を愛媛県人事委員会へ提出していないということは到底信じがたいことから対象文書が不存在とする行政処分は合理的でない。つまり、行政処分における「請求日時点では当該請求に係る文書を取得していない」とする「公開しない理由」は不合理であり、到底信じがたい主張である。前の段落で主張したとおり、行政処分で掲げた期間（令和3年又は令和4年）のいずれかに対象文書は提出されてしかるべきである。また、本件公開請求4に関し、本件処分2において公開対象とならなかった資料全部が不存在とすることはやはり不合理である。

したがって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「安衛法の規定に基づき、知事部局の事業場が実施した特殊健康診断の結果報告書で、①令和3年に健診が行われ、令和4年に提出があったもの、及び②令和3年に健診が行われ、令和3年に提出があったものであって、本件処分2において公開対象とならなかったもの」である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、請求に係る公文書を取得しておらず保有していないため、文書不存在として、条例第11条第2項の規定に基づき、それぞれ非公開の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、請求日時点で請求に係る文書を取得しておらず保有していないとする理由は不合理であるとして、当該処分の取消しを求めているところであり、以下、本件公文書1及び本件公文書2の不存在を理由とする実施機関における本件処分1及び本件処分3の妥当性について検討する。

なお、本件処分2については、実施機関から諮問が取り下げられたことから、当審査会において処分の妥当性についての判断は行わない。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 関係法令の規定について

特殊健康診断に関する関係法令の規定の概要は以下のとおりである。

ア 特殊健康診断の実施について

安衛法第 66 条第 2 項の規定により、事業者は、政令で定める有害な業務に従事する労働者に対し、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならないとされており、政令で定める有害な業務のうち、本件審査請求に関する業務には、放射線業務、特定化学物質取扱等業務及び有機溶剤業務が該当する（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 22 条）。

放射線業務については電磁則第 56 条第 1 項、特定化学物質取扱等業務については特化則第 39 条第 1 項、有機溶剤業務については有機則第 29 条第 2 項において、それぞれ事業者は労働者の雇入れ、該当業務への配置転換の際及びその後 6 月以内ごとに一回、定期的に特殊健康診断を行わなければならない旨、規定されている。

イ 特殊健康診断結果報告について

放射線業務については電磁則第 58 条、特定化学物質取扱等業務については特化則第 41 条、有機溶剤業務については有機則第 30 条の 3 において、それぞれ事業者は特殊健康診断を行ったときは、遅滞なく特殊健康診断結果報告書を労働基準監督機関に提出しなければならない旨、規定されている。

なお、特定化学物質取扱等業務及び有機溶剤業務については、「遅滞なく」とは「健康診断完了後おおむね一カ月以内」である旨の解釈が、それぞれ労働省からの通達で示されている。

(2) 特殊健康診断実施等の状況について

実施機関の説明によると、本県の知事部局においては、毎年度、8 月から 10 月に 1 回目の特殊健康診断を実施、翌年 1 月から 2 月に 2 回目の特殊健康診断を実施しているが、特殊健康診断結果報告書については、年度末（3 月末）に 1 回目と 2 回目の特殊健康診断分をまとめて労働基準監督機関である実施機関に提出されているとのことである。

そして、実施機関に提出されている毎年度の特殊健康診断結果報告書を当審査会の事務局職員に確認させたところ、特殊健康診断の実施時期、特殊健康診断結果報告書の提出時期は、上記説明に相違ないことを確認した。

(3) 本件処分の妥当性について

上記のとおり、本県の知事部局における特殊健康診断の実施時期及び労働基準監督機関である実施機関への特殊健康診断結果報告書の提出時期を踏まえると、本件公開請求 1 の請求日時点では、本件公開請求 1 に係る文書は取得していないため不存在である。また、本件公開請求 4 に係る文書は保有していないため不存在であるとの実施機関の説明は、いずれも合理性が認められる。

よって、関係法令等の規定により、特殊健康診断を行ったときは遅滞なく（特殊健康診断の完了後おおむね 1 月以内に）提出することとされている特殊健康診断結果報告書が、所定の期間内に実施機関へ提出されていないことの是非はともかくとして、本件公文書の不存在を理由として行った本件処分は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

4 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、当審査会は以下の点について付言する。

当審査会の権限外の事項ではあるが、特殊健康診断結果報告の提出時期について、実施機関においては、法令遵守の観点から相応の対応に努められたい。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月11日	諮問
令和4年10月27日	諮問の一部取下げ
令和4年11月14日	審査会（第1回審議）
令和5年1月17日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	